

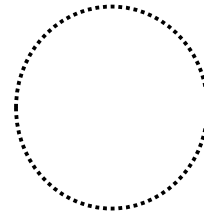
退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）

表面

老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者が退職により国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届
★ご注意ください！★
・老齢厚生年金等の請求を行っていない方は、**別途年金請求書の提出が必要**となります。

所属 共済 組合	共済組合	支部 所属所	組合コード	支部コード
年金証書記号番号			個人番号(または基礎年金番号)	
A - 10 - - -			基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。	
A - 11 - - -				
資格喪失年月日		令和 年 月 日		

共済組合受付年月日



※資格喪失年月日は退職日の翌日です。

次の㉠～㉤の質問に対し、該当するものを○で囲んでください。

㉠ 退職後、一か月以内に再度厚生年金保険に加入する予定はありますか。

1. ある（加入予定年月日 令和 年 月 日） 2. ない

「1. ある」を○で囲んだ方は、加入する予定の厚生年金の種別(下欄の第1～4号)を○で囲んでください。

第1号（一般厚生年金） 第2号（国家公務員共済） 第3号（地方公務員共済） 第4号（私学共済）

㉡ あなたは、現在、雇用保険の基本手当、船員保険の失業手当金または高年齢雇用継続給付を受けていますか。

1. 受けている 2. 受けていない 3. これから受ける予定である

㉢ あなたは、この老齢厚生年金または退職共済年金のほかに、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から障害または遺族を給付事由とする年金の決定を受けていますか。

1. 受けている 2. 受けていない 3. 請求中である

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。
併給調整に該当する場合は、あわせて「年金受給選択申出書」を提出してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 障害 2. 遺族	昭和・平成・令和 年 月

㉣ あなたの加給年金額対象配偶者は、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から年金の決定を受けていますか。

1. 受けている 2. 受けていない 3. 請求中である

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 老齢・退職 2. 障害	昭和・平成・令和 年 月

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

【住所】 〒 -

【電話番号】

【氏名】

【生年月日】

昭和 年 月 日

【備考】

【 注 意 事 項 】

- この届は、国家公務員共済組合連合会が決定した老齢厚生年金または退職共済年金の受給権を有する方が、国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届です。この届の提出により、退職までの期間により計算した年金額に改定されます（ただし、一か月以内に再度第2号（国共済）または第3号（地共済）厚生年金保険の被保険者（組合員）となった場合、および70歳到達後に退職した場合を除きます）。
- 平成27年9月以前に受給権が発生した退職共済年金の決定を受けている方で、平成27年10月以後の期間に係る老齢厚生年金が未決定の方は、この届とあわせて「老齢厚生年金決定請求書（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」を提出してください（用紙は所属の共済組合にあります）。
- 在職中に70歳に到達したことにより、第2号（国共済）厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、この届は使用できません。手続き方法については、最終勤務先の共済担当者にご確認ください。
- 老齢厚生年金または退職共済年金決定請求後に雇用保険の被保険者となった方は、別途、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。
- 退職後に第2号（国共済）または第3号（地共済）厚生年金保険の被保険者（組合員）となる場合は、別様式の「再就職届」が別途必要となります（用紙は所属の共済組合にあります）。
- 表面㊟の質問において、障害または遺族を給付事由とする年金を「1. 受けている」または「3. 請求中である」と回答し、この老齢厚生年金または退職共済年金と併給調整に該当することとなる場合、あわせて「年金受給選択申出書（様式第202号）」を提出してください（用紙は所属の共済組合にあります）。

● 公的年金制度とは、次の各年金制度をいいます。

- ・ 国民年金 ・ 厚生年金保険 ・ 国家公務員共済組合 ・ 地方公務員等共済組合
- ・ 私立学校教職員共済 ・ 旧農林漁業団体職員共済組合
- ・ 昭和60年法律第34号による改正前の船員保険

退職日時点で65歳以上の方
(退職後3か月以内に65歳到達を含む)

【記入例】退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）

【年金証書記号番号・資格喪失年月日】

- 国家公務員共済組合連合会（KKR）が決定した、年金証書記号番号を記入。

- 資格喪失年月日は、**退職日の翌日**を記入。

【質問 ㉗】

- 退職後、1か月以内に再度厚生年金に加入する予定がある場合、「1. ある」に○をつけ、加入予定年月日を記入。

また、加入予定の年金種別に該当する番号（1～4号）にも○をつけてください。

- 「任意継続組合員」になる方は「2. ない」に○をつけてください。

【質問 ㉘】

- 公的年金制度から障害年金又は遺族年金の決定を受けているかどうかについて、該当する番号に○をつけてください。

- 「1. 受けている」又は「3. 請求中である」の場合、年金の名称等を記入。

【質問 ㉙】

- 届出者の第1号から第4号までの厚生年金において登録されている加給年金額対象配偶者が、公的年金制度から年金の決定を受けているかどうかについて、該当する番号に○をつけてください。

- 「1. 受けている」又は「3. 請求中である」の場合、年金の名称等を記入。

- 加給年金額対象配偶者に該当する方がいない場合は、回答不要です。

【届出日】

- 届出年月日は、**退職日以降の日付**を記入。

【住所・氏名・電話番号・生年月日】

- 住民票上の住所及び退職後に連絡の取れる電話番号を記入。

退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用） 表面

老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者が退職により国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届出書です。
★ご注意ください★
老齢厚生年金等の請求を行っていない方は、別途年金請求書の提出が必要となります。

所属共済組合	日本郵政 共済組合	共済センター	支部コード	2 8 0 0 1	共済組合受付年月日
年金証書記号番号	A - 10 - 28 - ΔΔΔΔΔ - Δ				
個人番号(または基礎年金番号)	ΔΔΔΔΔΔΔΔΔΔΔΔ				
資格喪失年月日	令和 7 年 4 月 1 日 ※資格喪失年月日は退職日の翌日です。				

次の㉗～㉙の質問に対し、該当するものを○で囲んでください。

㉗ 退職後、一か月以内に再度厚生年金保険に加入する予定はありますか。

1. ある (加入予定年月日 令和 7 年 4 月 1 日)	2. ない
--------------------------------	-------

「1. ある」を○で囲んだ方は、加入する予定の厚生年金の種別(下欄の第1～4号)を○で囲んでください。

第1号(一般厚生年金)	第2号(国家公務員共済)	第3号(地方公務員共済)	第4号(私学共済)
-------------	--------------	--------------	-----------

㉘ あなたは、現在、雇用保険の基本手当、船員保険の失業手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. これから受ける予定である
----------	-----------	-----------------

㉙ あなたは、この老齢厚生年金または退職共済年金のほか、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から障害年金又は遺族年金を給付事由とする年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。併給調整に該当する場合は、あわせて「年金受給選択申出書」を提出してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
国民年金	1. 障害 2. 遺族	昭和 平成 令和 ΔΔ年ΔΔ月

㉙ あなたは、加給年金額対象配偶者は、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

「1. 受けている」または「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、年金の名称等を下欄に記入してください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
厚生年金保険	1. 老齢・退職 2. 障害	昭和 平成 令和 ΔΔ年ΔΔ月

上記のとおり届け出ます。 令和 7 年 4 月 3 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

【住所】 〒ΔΔΔΔ-ΔΔΔΔ ΔΔ市ΔΔΔΔ ΔΔ-ΔΔ

【電話番号】 ΔΔΔ ΔΔΔ ΔΔΔΔ

【氏名】 ○○ ○○

【生年月日】 昭和 ΔΔ年ΔΔ月ΔΔ日

【備考】 ①の場合 ⇒ 退職後も引き続き繰下げ待機希望
②の場合 ⇒ 65歳からの本来支給の年金を遡及して受給希望

【個人番号(または基礎年金番号)】

- **基礎年金番号を記入した場合、添付資料は不要です。**個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、別途、本人確認資料(個人番号が分かる書類と写真付き身分証明書等)の写しが必要です。

※ いずれも不明の場合は空欄で構いません。

【質問 ㉚】

- 特別支給の老齢厚生年金等の受給権発生から現在までに、雇用保険の基本手当・高年齢雇用継続給付を1度でも受けたことがある場合は、「1. 受けている」に○をつけます。

- 「1. 受けている」に○をつけた場合、**退職時65歳未満の方は、確認資料の写しを添付してください。**「※ホームページの退職届＞年金受給権者の届出◆提出書類(該当者のみ)◆参照」

65歳以降に退職された方は受給確認資料の提出は不要ですが、KKRの審査により、後日確認資料の提出を求められる場合があります。

【備考】

※ 下記に該当する方はご記入ください。
＜65歳からの本来支給の年金について＞

- ① **繰下げ待機中の方**で、退職後も引き続き繰下げ待機を希望される場合は「退職後も引き続き繰下げ待機希望」と記入。
- ② **未請求の方**(KKRから送付される「本来支給老齢厚生年金請求書(ハガキ様式)」未提出の方)で、65歳からの本来支給の年金を受給する場合は「65歳からの本来支給の年金を遡及して受給希望」と記入。なお、この場合、65歳からの年金を受給するための請求書の提出も必要ですので、共済センターへご請求ください。

※ **すでに65歳からの本来支給の年金が決定済、または、請求書を提出済の方は記入不要です。**

- 届出年月日は、退職日以降の日付を記入。

◎ 必ず退職日以降にご提出ください。

※ このチェックリストの提出は不要です。

【年金受給権者の提出書類について】

● 必須書類

① 様式「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権用）」	☐
② 様式「退職事由等に関する申告書」 ■ 必ず退職時の勤務局所で退職の証明を受けてください。	☐

※ 退職日以降に勤務局所より証明を受けた②の「退職事由等に関する申告書」と、①の「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権用）」を併せてご提出ください。

● 以下、退職時に65歳未満の該当する方のみ提出

・ 受給権発生～退職までの間に、雇用保険の高年齢雇用継続給付の決定を受けた方	
③ 「高年齢雇用継続給付の支給・不支給決定通知書の写し」	☐
・ 受給権発生～現在までの間に、ハローワークで求職の申込みをされた方	
④ 「雇用保険受給資格者証の写し」	☐
・ 障害年金が決定されており、障害者特例に該当する方	
⑤ 別途提出書類があります。 ※ 詳しくはHP「 長期給付事業 > 年金請求 > 老齢厚生年金 > 受給権者の手続 」の、 ◆ 障害者特例に該当するとき ◆ をご覧ください。	

● 以下、該当する方のみ提出

・ 障害又は遺族を事由とした年金が決定されている方、又は請求中の方	
⑥ 様式「年金受給選択申出書」 ※ ただし、退職時に65歳以上で遺族年金が決定又は請求中の方は提出不要です。	☐

《お願い》

「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権用）」等を銀座郵便局私書箱に誤って送付されることにより、手続に遅れが生じる例が多発しております。

「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権用）」等は、「埼玉県さいたま市」にある共済センターへのご提出をお願いいたします。

◆ 書類の送付先 ◆

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1
日本郵政共済組合 共済センター 年金担当 あて

330-9792

埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1

日本郵政共済組合 共済センター

年金担当 あて



点線で切り取って、封筒に貼って
ご使用ください。
(封筒に左記のあて先をご記入いた
だいても結構です。)

郵送料は差出人様負担となります。
必要な切手を貼付してください。